

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	28 空き家対策への支援について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>自治体では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)に基づいた空家等対策計画を策定し課題解決に取り組んでいるが、空家等対策を推進するなかで更なる課題を解決するため、倒壊家屋について支援制度に反映させるなど空家法の柔軟な改正や、豪雪、過疎地域など条件不利地への補助金や補助率の加算、特別交付税による財政措置、過疎対策事業債の適用など支援事業の拡充を要請する。</p>		
提案理由	<p>空家対策においては、地域防災や安全等の確保の観点から、管理不全な空家に対する措置が課題の一つとなっている。国においては、空き家対策総合支援事業や空き家再生等推進事業等の支援制度、税制措置など様々な課題に応じた改定や拡充をしているが、各地域の課題に即効性のある空家法の柔軟な改正や、支援事業の拡充を要請する必要がある。</p>		
現状及び課題等	<p>当市は特別豪雪地域並びに過疎地域の指定を受けており、都市基盤整備がなされている地域に比べ、売買など空家の流通や利活用等には条件的に不利な場所も多く、具体的な問題解決には至っていない。こうした状況下で、毎年、積雪による空家の倒壊が後を絶たず、倒壊した建物の部材の飛散等を危惧して隣地で生活する住民の心的負担も大きい。現在、空家法第2条にある「空家等」の定義では、「建築物・・・」とされているが、倒壊家屋についても定義に明確に記し、事業等の支援制度に反映させ、かつ条件不利地への補助金や補助率の加算を要望する。</p> <p>また、原則、空家問題は所有者が解決すべきものと考えるが、所有者が生活保護受給者であったり、老人等施設へ入所していたりと、対処する意向があっても明らかに資金がないなどの理由から解決できないケースも多く、自治体で解体等の対応をするにしても財政的な負担が大きい。</p>		
関係法令	空家等対策の推進に関する特別措置法		